

「神石高原町病院機能・あり方検討委員会最終報告」概要

神石高原町病院機能・あり方検討委員会は、平成19年6月、県立神石三和病院（以下「県立病院」という。）の地元移管に当たって、病院の運営形態、規模・機能等の方向性について、専門的な見地から提言することを目的に設置されました。本検討委員会は、県立病院を神石高原町が受け入れることを前提に、地域の特性を踏まえ、町民のニーズに基づいた良質な医療の提供ができる病院のあり方について、これまで12回の会議を開催し、検討しました。

医療を取り巻く環境は、今後さらに厳しさを増すことが予想される中、町の逼迫した財政状況のもとで、「健全な病院経営」が絶対条件として求められています。こうした状況のもと、移管を受けるに当たっては、県からの財政的支援や人的支援を受けなければ病院運営は困難と考えられます。本検討委員会は、「病院のあり方について」、次のような結論に達しました。

本検討委員会は、地元移管の実施に向けて、町長を先頭にして、議会、町民、関係者への理解を深めつつ進められることを望みます。また、健全な運営のもと、良質な医療が将来に亘って安定して提供され、町民に愛され信頼される病院となることを切に願っています。

病院のあり方について

1 運営形態

県立病院の地元移管を受けるにあたっての運営形態については、公設公営（町直営）、公設民営（指定管理者制度）、地方独立行政法人化があり、移管以外の運営形態としては、民設民営がある。

運営形態別に検討を行った結果、地域医療の確保の面と、逼迫した町の財政状況において、健全で安定的な病院運営が可能と思われる運営形態は、「町立とし、公設民営方式（指定管理者制度の導入）とすることが望ましい。」という結論に至った。

2 規模・機能について

(1) 規模について

病床利用状況から鑑みて、現在の県立病院の病床数の確保が適当と思われ、一般病床47床及び医療療養病床48床とすることが望ましい。

(2) 医療機能について

現在の診療科を継続。人工透析の継続。午後診療の実施（週1日～2日程度検討）
神石高原町唯一の救急医療機関として、救急医療を実施
在宅の高齢者等に対する訪問診療、訪問看護などの在宅医療の充実強化

3 その他

- (1) 患者やその家族からの相談に対し、専門的な対応を行うための患者様相談室の設置
- (2) 病院運営に対する町民などの意見等を反映させるための場の設置
- (3) 適切な医療サービスの提供を行うための医療機関・介護保険施設・町（行政）の連携